国会事項

衆議院

議事日程

一月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号

平成二十六年一月二十八日（火曜日）

午後一時開議

一　国務大臣の演説に対する質疑

人事異動

内閣

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室参事官

野原　彰人

に併任する

（防衛省大臣官房付）防衛部員　神原　紀之

（同）同　末永　広

内閣事務官に兼ねて任命する

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）を命ずる（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）内閣事務官

（同）同　神原　紀之

（同）同　末永　広

内閣官房特定秘密保護法施行準備室参事官を命ずる（各通）（以上一月二十四日）

国家公安委員会

（警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長）警視長　櫻澤　健一

富山県警察本部長を命ずる

（警察庁長官官房首席監察官）

警視監　三浦　正充

大阪府警察本部長を命ずる（以上一月二十八日）

警察庁

（大阪府警察本部長）警視監　田中　法昌

警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）同　田中　法昌

辞職を承認する

（同）同　吉田　尚正

警察庁長官官房首席監察官を命ずる

（警察庁警備局警備企画課画像情報分析室長）警視長　林　学

警察庁長官官房参事官（危機管理企画担当）を命ずる

（富山県警察本部長）同　新美　恭生

警察庁警備局公安課長を命ずる

（警察庁警備局長）警視監　髙橋　清孝

警察庁警備局公安課長事務取扱を免ずる

（警察庁長官官房参事官（危機管理企画担当））警視長　井上　一志

警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長を命ずる（以上一月二十八日）

法務省

検事　野口　宣大

平成二十六年度司法書士試験委員に併任する

併任の期間は平成二十六年十一月三十日までとする

同　佐藤　達文

平成二十六年度土地家屋調査士試験委員に併任する

併任の期間は平成二十六年十二月三十一日までとする（以上一月十六日）

（仙台入国管理局長）入国審査官　三好　真理

外務省に出向させる

（外務省在ドイツ日本国大使館参事官（公使））外務事務官　竹内　一之

入国審査官（仙台入国管理局長）に転任させる（以上一月十七日）

○定年退官

長崎区検察庁副検事丸尾寛は、検察庁法第二十二条の規定により一月二十日限り定年退官

防衛省

（防衛監察本部統括監察官）防衛事務官　神原　紀之

防衛書記官に任命する

大臣官房参事官を命ずる

（大臣官房訟務管理官）防衛書記官　柴田　直彦

防衛事務官に任命する

防衛監察本部統括監察官を命ずる

（人事教育局服務管理官）同　末永　広

大臣官房参事官を命ずる

（大臣官房企画官）防衛部員　山野　徹

防衛書記官に任命する

大臣官房訟務管理官を命ずる

（人事教育局人事計画・補任課男女共同参画推進企画室長）

同　廣瀬　律子

防衛書記官に任命する

人事教育局服務管理官を命ずる（以上一月二十三日）

（大臣官房参事官）防衛書記官　神原　紀之

（同）同　末永　広

防衛部員に任命する

大臣官房付を命ずる

兼ねて防衛政策局調査課勤務を命ずる

内閣官房へ出向させる（兼任）（各通）（一月二十四日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、一月二十四日午後零時四十一分御出門、第百八十六回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同一時二十一分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、マダガスカル国大統領ヘリー・ラジャオナリマンピアニナ閣下の大統領就任につき、一月二十五日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ホンジュラス国大統領ファン・オルランド・エルナンデス・アルバラド閣下の大統領就任につき、一月二十七日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年一月六日、信濃川水系河川整備計画【大臣管理区間】を策定したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十六年一月二十九日

北陸地方整備局長　野田　徹

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年一月二十九日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　館林瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年二月十九日　午前十時から

三　場所　館林市六郷公民館　学習室（群馬県館林市新宿一丁目四番三十号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び館林瓦斯株式会社（群馬県館林市新宿一丁目二番一号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「館林瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年二月五日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。